

上板町から 転出される方へ

1. 転入の手続きは、新住所に住み始めた日から14日以内に下記のものを持参して、転入地の市区町村役場に届出をしてください。

① 転出証明書

② 本人確認できるもの

…運転免許証、パスポート等の公的機関発行の顔写真付き身分証明書

③ 個人番号カード・住民基本台帳カード（交付を受けている方）

…カードの住所変更の手続きがあります。忘れず持参してください。

※詳しくは、転入地の市区町村役場にご確認ください。

2. 次の資格をお持ちの方は、それぞれ次のような手続きが必要です。

	上板町での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録をされている方	<ul style="list-style-type: none"> 資格は喪失します。 印鑑登録証を住民人権課へお返しください。 	登録する印鑑を持参し、新たに印鑑登録をしてください。
国民年金に加入されている方（1号被保険者）	<ul style="list-style-type: none"> 手続きは不要です。 	手続きは不要です。
年金を受給されている方	<ul style="list-style-type: none"> 手続きは不要です。 	手続きは不要です。
国民健康保険に加入されている方	<ul style="list-style-type: none"> 転出（予定）日に資格が喪失します。 保険証を健康推進課へお返しください。 	加入の手続きをしてください。
公立小・中学校に在学されている方	<ul style="list-style-type: none"> 学校で手続きをしてください。 ※ 在学証明書 ※ 教科書用図書給与証明書 	左記の書類を持参して市区町村（教育委員会）の窓口で手続きをしてください。
児童手当を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> 民生児童課で消滅届を出し、民生児童課で児童手当用の所得証明書をお取りください。 	左記の所得証明書を持参して手続きしてください。
後期高齢者医療被保険者である方	<ul style="list-style-type: none"> 転出（予定）日に資格が喪失します。 健康推進課へ後期高齢者医療被保険者証をお返しください。 	資格取得の手続きをしてください。
介護保険証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> 転出（予定）日に資格が喪失します。 保険証を健康推進課へお返しください。 要介護（支援）認定を受けている方は、受給資格証明書を健康推進課でお取りください。 	加入の手続きをしてください。受給資格証明書をお持ちの方は、持参してください。
町営水道をご利用の方	<ul style="list-style-type: none"> 転出の際は、水道課で休止、廃止等の手続きをしてください。 	
防災行政無線をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> 転出の際は、企画防災課まで返却してください。 	